

第4回農林水産政策会議の概要

○日 時：平成21年10月30日（金）17:00～18:00

○場 所：衆議院第一別館 講堂

○出席者：山田副大臣、郡司副大臣、佐々木政務官、舟山政務官、小川総理大臣補佐官
ほか

○議 題・第13回食料・農業・農村政策審議会企画部会の結果について

- ・米の作況について
- ・その他

1. 会議冒頭あいさつ

（山田副大臣） 国会が始まり、これからいよいよ予算委員会、農水委員会が始まる。こうした中、できるだけ皆様方からご意見を伺いながら政策に反映できるよう取り組んでいきたいと考えているので、今後ともよろしく願います。

2. 郡司副大臣及び佐々木政務官が資料に沿って説明

3. 出席議員からの主な発言

（玉木議員） 食農審について、他の審議会も同じだが前政権から引き継いだものであり、審議会行政をやめるべきではないか。マニフェストに沿って変えるといってもこれまでと同じメンバーのため、これまでの流れがあり、すぐに変えるというわけにはいかないと思う。このような審議会そのもののあり方を考えるべきであり、与党議員の意見を審議会以上に政策決定の場に反映できるように検討していただきたい。

（大河原議員） 都市農業の推進に関する議論をふくらましたいと考えているが、課題として検討されているのか。されていないのであれば課題として立てていただきたい。

（藤原議員） 委員の問題ではなく、審議会制度それ自体の必要性を見直すべきである。農水省が率先して廃止して、進めていくことを考えて良いのではないか。専門分野は、専門知識のある方から意見を聴取するべきではあるが、審議会は答申するので重みがあるとも思う。党の会議や議会を通じて我々の意見をしっかりまとめて、それを反映させるべき。

クラゲ被害対策の対象について、大型のエチゼンクラゲが対象となっているかと思うが、今問題となっているのは、このことに加えて、ミズクラゲ、これは対象になりにくかったが、これらも総合的に検討していただきたい。

（網屋議員） 農協改革についてもう少し考えるべき。生産価格と販売価格の差が大きい。また、例えば、地元の畜産業では農協から飼料を買わなければ、牛を買うのを後回しにされるなど独禁法に触れるようなことをやっている。流通の部分で農協のあり方もいっしょに検討しなければならないと考えており、そのあたりの議論があったのかどうか教えてほしい。

（柳田議員） 茨城7区は平地の農業地帯で、米、ねぎ、白菜の野菜を作っている。肥料を卸している所から大農家に変なことをしているとされた。例えば、そばを季節はずれに大きな面積で作り、収穫せずにその災害の保険金を不正に受給しているのでは、というもの。悪く言えば癒着なのかどうなのか。大きな機械を買うにも何人かでハンコを押して、補助金をもらっていると聞く。長年にわたった地元の農協の役員なのか、地主なのかかわからないが、ここら辺にメスを入れれないといけない。

(道休議員) 農水関係の公共事業、農道やダムやスーパー林道などがあるが、今、国交省で公共事業がいろいろと見直されている中で、農水関係の公共事業の進め方はどうなっているのか。

山田副大臣にお願いしておきたいだが、行政刷新会議で色々な事業の仕分けをやってそれぞれの事業を見直しており、農水省でもやっていることと思うが、一例で水産で一昨年燃油高騰で630億円、3月の補正で102億円、合わせて732億円も取りながら、申請の数で分かるが、1割しか使っていない。大変な額を燃油高騰で取って、大日本水産会に基金で積まれている。お調べいただき、単年度で五百数十億残っているのかを後でお知らせいただきたい。

(菊池議員) 今、沿岸の各漁協組合が困っているのは、今年のクラゲがあまりに多すぎて、網を入れることができないことである。これはまさに天災。恒久的な対策に加えて、今年度の被害に対する救済措置を早急にとってもらいたい。漁業共済もあるが色々な縛りがありうまくいかない。拡大解釈して使用することはできないか。

事業をやる実施主体が民間団体等とあり、これは全漁連を通してということだと思うが、定置網を入れているのはほとんどが漁協組合なので、漁協に直接やるか、もしくは市町村の水産課を通して直接やってもらいたい。

(仲野議員) 昨日の新聞で、WTO、FTAの関係で、農水省として、農政として、しっかりとやっていただきたいと思う。総理の答弁でも分かるが、スタンスを力強く出していただきたい。

(山岡(達)議員) クラゲの件と関連するが、ザラボヤによるホタテ貝の被害については、北海道と青森で広域に広がるということで、対象に加わった。有害生物に関わる事業の運用について、都道府県をまたがる場合については、国が面倒を見るという位置づけになっているが、北海道は国土の面もあり、漁獲高、生産高において日本でも有数のものが地域にあるので、適用について幅広く運用いただけないか。

4. 副大臣及び政務官からの主な発言

【食料・農業・農村政策審議会企画部会について】

(山田副大臣) 新政権になりメンバーを入れ替えるということも考えられるが、7月に再任されたばかりであり、内閣官房に聞いたところ任期中の入れ替えは難しいとのこと。したがって、郡司副大臣に入ってもらって我々民主党の考え方が反映できるようにしてもらっており、その都度、報告させてもらう。皆様方も基本計画について検討・研究してもらい我々に対し意見をいただきたい。今後、委員について都市農業の代表で2人、消費者の関係も入れたいと考えている。

審議会の設置は法律で決まっており、制度自体については法律改正が必要になってくる。

(佐々木政務官) 都市農業については資料の中で、虫めがねで見れば分かる程度に書かせてもらっている。貴重な意見を承ったので反映できるようにしていきたい。また、今後、論点整理までの間、企画部会開催の都度、政策会議の場で報告し意見を反映できるようにしていきたい。

【農水公共について】

(郡司副大臣) 個々の事業を精査するには時間がなかったので、総体として、公共事業の予算を抑えていこうということで、平均して84.7%に抑えた。一律15%カットというのは大変なこと。

(佐々木政務官) 国交省がやっている公共事業は、対自治体だが、農水省の場合は、対漁民、対農民だったりする。10年、15年準備してきて、来年着工というところで、いきなりやめようというのでは、国交省がやっている公共事業と農水省でやっている公共事業は同じラインで考えられるかということ、そこは工夫しなければならないし、全体で下げなければならないと思う。

【クラゲ対策等について】

(郡司副大臣) 大型クラゲの件だが、今年はまだ治まる傾向にないとのことである。新しい形の網を使うことで、除去するものには1/2であるが補助があり、カットして海の藻屑にするような形の網を作る際には定額の補助がある。それから、皆で海に出て、そういうものを除去するという活動に対して1日10万円を補助するという制度がある。そういうものに加えて、融資ということも考えている。被害を受けた方の声を聞いて、これまでの300億の枠を400億としたところであり、ご活用いただきたい。

技術の面では、ポンプのようなものでクラゲをすくってカットするような新しい機械があり、そういうもので被害を抑えていこうと考えている。また新しい技術開発についても進めている。情報だけはしっかりと伝えていきたい。

(山田副大臣) 予算が通ったらという前提はあるが、無担保無保証の融資制度を考えており、いろんな形で対応させていただきたい。

(佐々木政務官) 有害生物の範囲や対象の認定については、出来るだけ幅広く取れるように工夫していきたい。ザラボヤについては、青森と県をまたがるということで対象とさせていた。実施主体の件については、単協でということだが、この点については我々しっかり検討していかなければならないと思う。我々が最も注視しなければならない連合会を通るがゆえに、一番下の所まで来た時に、管理費や事務費がはじかれてきたということもあったし、発言力にも影響してきたということを工夫していかなければならないと思う。

【その他】

(山田副大臣) 我々は政権を取る前から農協法の改革法案に取り組んできた。いわゆる協同組合は政治的に中立であるべきで、生協や他の協同組合と同じように政治的中立を明記しなければならないと考えている。

手数料の問題も、私の地元でも農協、経済連、全農でそれぞれ3段階で手数料を払っている。経済連がなくなって全農系本部になったけどまだ3段階で手数料を払っている。そういった意味で今回の戸別所得補償制度は直接支払いである。補助金のように団体を通じるのではなく、受益者の農民に直接届く制度の方向で考えている。農協自身も変わっていかなくてはならないだろうと考えている。大変大事な問題だと理解している。

(佐々木政務官) WTO、EPA、FTAの話だが、総理は農業を守るとはっきりおっしゃっている。新聞によってはわざわざタイトルにしている。そういう意味では私ももしっかりやっていく決意である。

(以上)

